

合併処理浄化槽の設置に 補助金を交付します

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を奨励し、設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。なお、この補助制度は平成22年度から平成26年度の5か年となっていますので、ぜひ、この機会に検討されますようお願いいたします。

補助対象区域

公共下水道の区域を除く町内全域

対象者

- ①住宅の用途に供する合併処理浄化槽を設置される方（事業所の社宅・寮も対象になります）。
- ②平成22年4月1日以降において、既に設置された方も対象になります。
- ③その他、町税等の滞納がないことなど、町の定める要件を満たす方。

補助金の額

補助対象は合併処理浄化槽の本体設置に要する費用とし、次に定める額を限度とします。

(補助金限度額)

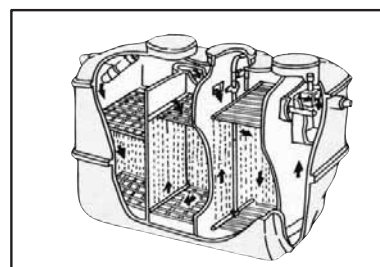
人槽区分	補助金限度額	※左記の設置補助金の他に、水洗化等の改造工事費に対する助成・貸付制度を併せて利用することができますので、詳しいことは下記へお問い合わせください。
5人槽	704,000円	
6～7人槽	882,000円	
8～10人槽	1,176,000円	
11人槽以上	2,004,000円	

申込方法

平成23年3月末までに合併処理浄化槽の設置を予定されている方または平成22年4月1日以降において既に設置された方は、7月5日（月）から9月30日（木）までに申込書を提出してください。

※申込書は各庁舎窓口にて備えてあります。

申込締切後での設置希望の方は、住民生活課へご相談ください。



申込み・問合せ

住民生活課 ☎ 2940

住民総合相談室（追分庁舎） ☎ 2411

設置希望調査にご協力を！

公共下水道区域外の方を対象に合併処理浄化槽の設置希望者数を把握するため、広報あびら7月号と一緒に調査票を配布していますので、調査にご協力願います。